

平成21年5月28日
厚生労働省共用第7会議室
午前10時から

薬事・食品衛生審議会
化粧品・医薬部外品部会
議 事 次 第

1. 開 会

2. 審議事項

- 議題1 医薬部外品クリーム TXの製造販売承認の可否について (資料No.1)
- 議題2 医薬部外品ミサイルジェルD(殺虫剤)の製造販売承認の可否について (資料No.2)
- 議題3 化粧品基準の一部改正について
(資料No.3-1改)
(資料No.3-2改)
(参考資料)

3. 報告事項

- 議題1 医薬部外品サラテクト3-h/サラテクトf-h(忌避剤)について (資料No.4)

4. その他

5. 閉 会

化粧品・医薬部外品部会 審議事項一覧（平成 21 年度第 1 回 平成 21 年 5 月 28 日開催）

（審議事項）

No	販売名	有効成分	申請者	品目の概要
1	【薬用化粧品（薬用化粧品 （クリーム））】 クリーム TX	・トラネキサム酸セチル塩 酸塩	シャネル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効能・効果 （有効成分に基づく効能） メラニンの生成を抑え、しみ、そばかすを防ぐ。 （その他の成分に基づく効能） 肌を整える。皮膚をすこやかに保つ。皮膚にうるおいを与える。皮膚を保護する。皮膚の乾燥を防ぐ。 ・ 用法・用量は「適宜・適量を皮膚に塗擦する。」
2	【医薬部外品（ゴキブリペ イト剤）】 ミサイルジェルD	・ジノテフラン	住化エンビロサイエン ス（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効能・効果は「ゴキブリの駆除」 ・ 用法・用量は「誤食防止容器（別紙規格）1 個につ き、本品を誤食防止容器の薬剤注入箇所がほぼ埋ま る程度の量（約 0.3g）注入し、ゴキブリの生息場 所あるいは出没する場所（例えば、飲食店の調理場、 台所、事務所等）に 1 m²あたり 1 個の割合で配置す る。」

化粧品基準の一部改正(案)について

1. 化粧品の種類により配合制限のある成分の新規収載成分(別表第2の3一部改正)

別表第2の3 化粧品の種類により配合の制限のある成分(注1)

成分名	100g 中の最大配合量(g)		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある化粧品
タイソウエキス(注2)	○	○	5.0

(注1) 空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

(注2) 日本薬局方「タイソウ」から30%(w/v)エタノール水溶液にて抽出したエキスをいう。

(報告事項)

No	販売名	有効成分	申請者	品目の概要
1	【医薬部外品（忌避剤）】 サラテクト3-h サラテクトf-h	ディート	アース製薬（株）	<ul style="list-style-type: none">・ 効能・効果 蚊、ブユ（ブヨ）、アブ、ノミ、イエダニ、サシバエ、トコジラミ（ナンキンムシ）、<u>ヤマビルの忌避</u>・ 用法・用量<ol style="list-style-type: none">1. 蚊、ブユ（ブヨ）、アブ、ノミ、イエダニ、サシバエ、トコジラミ（ナンキンムシ）の忌避に使用する場合 腕、足など肌の露出部分には約15cmの距離から適量をスプレーし、顔や首筋には適量を手のヒラにスプレーしてから肌にぬる。 2. <u>ヤマビルの忌避に使用する場合</u> <u>腕、足など肌の露出部分、履物や衣服には約15cmの距離から適量をスプレーし、顔や首筋には適量を手のヒラにスプレーしてから肌にぬる。</u> <p>(下線部は今回追加)</p>